

長期収載品の選定療養の公害診療報酬における取扱いについて

日頃より文京区公害健康被害補償に伴う請求事務等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づいて給付される公害医療における解釈について、環境省より通知がありました。そのため、令和6年10月より本区公害診療報酬における算定方法につきましてお知らせします。

① 公害診療においては、長期収載品(先発薬)を選択しても「**特別の料金**」は発生しない。(これまでどおり自己負担なし)

【令和6年8月7日付け環境省通知より】

令和6年7月12日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。このため、問11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。なお、上記整理については、厚生労働省保険局医療課とは協議済みである。

② 「特定薬剤管理指導加算3(口)」の算定理由が、「選定療養の対象となる先発医薬品を希望する患者に対し説明を行った場合」は公害診療報酬での算定不可。

→ 公害診療の給付において選定療養の規定がないため患者への説明を要しないことから算定対象外

※ただし、「算定理由が医薬品の供給不安定を理由に前回と異なる銘柄で薬剤の交付をすることを説明した場合」は公害診療でも算定可。(この場合、レセプトの摘要欄にその旨を記載)